

三箇自治会館使用規定

(目的)

第1条 自治会館は自治会会則第1章総則の目的(第1条)本会は、住民相互の連絡、環境の整備会員相互の親睦を図り、当地域の連帯を高め人間性豊で、潤いのある町づくりに努め、更に地域社会の福祉の増進と、その向上を図ることを目的として当会館を建設した。

(名称)

第2条 三箇自治会館と称す。

(会館の管理)

第3条

1. 会館の管理・運営を行う自治会館運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
2. 委員会は総務委員で構成する。
3. 会館の維持管理に必要な経費は自治会予算で賄う。また、使用料、その他の収入については自治会の収入とする。

(使用できる者)

第4条

1. 会館の利用者は、三箇自治会の会員(以下「会員」という。)および会員で構成する団体とする。
2. 第1項以外の者で、委員会が使用目的を検討し、公共性が高いものとして判断できる者については、使用を許可することができる。
3. 営利、若しくはこれに類する使用は認めない。
4. その他委員会が不適当と判断した場合は、使用を許可しない。

(使用の手続)

第5条

1. 申し込み、承認の手続きは、使用希望の3か月前からとする。
2. 会館を使用する者は、三箇自治会館使用申請書(以下「使用申請書」という。)を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、申請書の提出は、委員会の判断によって省くことができる。
3. 緊急を要する会館の使用においては、使用申請書を提出しなくても、委員会の許可を得て使用することができる。

(使用の心得)

第6条 会館利用者は、以下の事項を遵守しなければならない。

1. 申請書に記載された目的以外に使用しないこと。
2. 申請書に記載された利用者(以下「利用者」という。)と、実際に使用するものが異なること。
3. 使用時間(準備および後始末に要する時間を含む。)を遵守すること。
4. 騒音・駐輪・駐車等、近隣の方の迷惑となる行為を行わないこと。
5. 使用にあたっては、委員会の指示に従うこと。
6. 建物・設備を大切に取り扱い、備品等については使用前の状態にもどすものとする。また、使用に起因する建物・設備等の毀損その他の損害については、利用者が委員会に報告し、速やかに修復すること。
7. 使用にあたっては、参加者その他第三者における一切の事故・損害に対して利用者がすべての責任を負う。

8. 使用后、設備の後始末・清掃および戸締まりを行い、使用により生じたゴミは必ず持ち帰ること。特に、便所の清掃は念入りに行うこと。
9. チェックシートを確認のうえ記入し、鍵とともに返却すること。
10. 自治会館内は禁煙とする。

(緊急の使用)

第7条 次の場合は以下の順位で優先使用を認め、使用者に対しすでに許可した使用を予告なしに取り消し、または使用日時の変更を求めることができる。

1. 災害時の避難所等として使用する場合。
2. 会員の葬儀場として使用する場合。
3. 自治会等の会議に使用する場合。
4. 官公署が会員およびその居住者の便宜のために使用する場合。
5. その他委員会が緊急やむを得ないと判断した場合。

(使用時間)

第8条 会館の使用時間は、原則として午前8時から午後10時までとする。ただし、第7条による使用の時は、この限りではない。

(使用料)

第9条 会館および会館所有備品の使用料は次のとおりとする。

1. 会員と会員で構成する団体の会館使用料は、原則として無料とする。
2. 一般の会館使用料、会館所有備品の使用料は別表のとおりとする。

(規定の改正)

第10条 この規定は自治会役員会で協議の上改正することができる。

附 則

この規定は、平成24年4月1日から施行する。なお、従前の規定については、平成24年3月31日をもって廃止する。

別表 第9条使用料関係

①一般使用料金

使用時間	使用料
8時～12時	2,500円
13時～17時	2,500円
18時～22時	2,500円

②葬儀関係使用料金

お通夜～告別式 2日間の使用料 30,000円

③会館所有の備品、什器等の貸出について

会館保有備品	使用料
テント大3張、小1張	2,000円
告別式用具、受付表示、什器、大量炊事に必要なコンロ、鍋、各種食器、台所用品	2,000円
イスおよび机	2,000円
上記一式	5,000円